

令和2年4月18日

居宅介護支援事業所御中
ご利用者様

デイサービス 遊
施設長 下坂 孝

新型コロナウイルス感染予防に係わる対応について

標記につきまして、政府(16日)より「緊急事態宣言」が全国に発令されました。当介護事業所においても令和2年2月28日付けでガイドラインを設定し対応してまいりましたが感染症防止のさらなる強化の為、下記の通り実施してまいりますのでお知らせいたします。

今後ともご利用者様の安心・安全を最優先し感染拡大防止に職員一同取り組んで参りますので、何卒ご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

○ 施設の入退場制限（利用者様）

- (1) 「緊急事態宣言」発令にともない、ご家族が一時帰省(他県)されている場合、当施設へご連絡をお願いいたします。
- (2) ご利用者様・ご家族の体調や状態等により当施設のご利用を控えさせて頂く場合がございます。
- (3) 当施設の入場者は必ずマスクの着用をお願いします。準備期間は4月26日(日)迄とし27日(月)より、マスクをされていない方の入場はお断りさせていただきます。
※ 入場者とは利用者様を含む全て(職員・介護関係者・業者他)を指します。
- (4) 当施設のご利用及び入場について、体温が37.5℃以上の発熱者はお断り願います。
- (5) 当施設のご利用及び入場について、体温が37.5℃以下であっても、咳・痰・息苦しき・強いだるさなどの症状がある方は看護師の判断でご利用及び入場を断ることがあります。
※ 利用者様、職員の安全を守る為の措置ですのでご理解のほどよろしくお願い致します。

○ 施設の入退場制限（職員）

- (1) 全職員は出勤前、体温を測定しバイタルチェック表に記入し看護師が確認する。
- (2) 送迎員は乗車する前に利用者及び家族は利用当日の体温を測定し、健康面などを送迎員に連絡して下さい。また、検温が困難な場合は送迎員が行います。
※ 体温が37.5℃以上は利用を断り、その他、健康面については施設に連絡し看護師の指示に従う。
- (3) 利用者が送迎中及び施設到着時、看護師は体調が異常と判断した場合、施設の利用をお断りする場合があります。
- (4) 送迎車(出発・到着)・機能訓練機器・遊具等はアルコール消毒を随時実施する。

以上